

板橋区防災カメラシステム運用要綱

平成22年1月 4日区長決定
改正 平成25年3月21日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地震・風水害・火災等の災害発生又は大規模な事故に備え、高所から区内を撮影し、被災情報を迅速に把握し、的確な初動態勢を確立するために設置した防災カメラシステム(以下「システム」という。)について、適正な運用を図ることを目的とする。

(システムによる撮影)

第2条 システムによる撮影は常時行う。ただし、ディスプレイ表示及び映像の保管は、次の場合に限る。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生していること又は発生する虞があること。
- (2) 火災、大規模な交通事故など個別災害が発生していること又は発生する虞があること。
- (3) システムの保守点検又は防災訓練
- (4) その他防災意識向上のためなど、区長が特に必要と認めた場合

(設置場所)

第3条 板橋区内全域を撮影するため、防災カメラを次に掲げる建造物に設置する。

- (1) リビオタワー板橋屋上に2台設置する。
- (2) 板橋清掃工場煙突に2台設置する。

(個人情報の保護)

第4条 システムにより得られる情報の取扱いについては、個人情報に係る区民の基本的な人権の擁護を図るため、板橋区個人情報保護条例(平成8年条例第25号。以下「条例」という。)に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 職務上、システムにより情報を知り得る職員は、この要綱の定めるところにより、システムの適正な運用に努めなければならない。また、映像の配信を受ける防災関係機関の職員も同様とする。

(管理責任者)

第5条 システムの適正な設置及び運用並びに維持管理を図るため、システム管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

- 2 管理責任者は、危機管理部防災危機管理課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、次に掲げる事項を掌握する。
 - (1) システムの設置及び運用、管理に関すること。
 - (2) システムの操作者(以下「システム操作者」という。)の指揮監督

(システム操作者)

第6条 システム操作者は、防災危機管理課の職員及び管理責任者が指名した者とする。

2 システム操作者は、次に掲げる事項を遵守し、適正な運用に努めるものとする。

- (1) システムの統制に関わる設定を管理責任者の許可なく変更しないこと。
- (2) 第2条に定める場合を除き、個人のプライバシーを侵害する等、倍率を高倍率化し、高所カメラを特定地域に向けて停止させる等の操作を行わないこと。

(システム操作の手続き)

第7条 システム操作者は、システムを操作する場合に、管理責任者の承認を受けるものとする。ただし、第2条第1号に該当する場合で、承認を受ける時間がないときは、この限りではない。この場合において、システム操作者は、事後、管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、映像を記録した記録媒体(以下「記録媒体」という。)について、適正な管理に努めなければならない。
- 3 管理責任者は、システムの運用に係る業務を区の機関以外のものに委託することができる。

(映像の加工・複写・保管・管理)

第8条 映像は、撮影時の状態のまま保存し、記録データを加工してはならない。

- 2 映像は、第10条各号に定める場合を除き、複写してはならない。
- 3 記録媒体をシステム設置場所以外への持ち出しをしてはならない。ただし、保守点検等の理由により管理責任者等が許可した場合は、この限りではない。
- 4 映像及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、映像及び記録媒体にアクセスできる者を限定しなければならない。
- 5 システムの設置場所については、管理責任者等の許可を得た者以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、映像の外部漏洩等を防止しなければならない。
- 6 その他、映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(映像の保存期間・消去・廃棄方法)

第9条 記録媒体の保管期間は、原則として10日間とする。保存期間を経過した映像データは、上書きする方法で、速やかに消去を行う。ただし、災害時の映像等管理責任者が記録保存資料として必要と判断した場合には、外部の電子媒体に保存できる。

- 2 記録媒体の廃棄は、破砕等により行う。

(提供)

第10条 区長は、映像(外部の電子媒体に保存したものを含む。)を他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 災害時における災害対策本部若しくは危機管理対策本部構成員又は防災機関若しくは防災機関担当者
- (3) 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

- (4) 東京都防災センター及び東京都立川防災センター
- (5) 板橋消防署
- (6) 志村消防署
- (7) 区民の生命、健康及び財産に対する危険を避けるために、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (8) 防災センター等施設見学など防災意識向上のため、区長が特に必要と認めた場合

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、システムの管理及び運用に関し必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 2 3 年 6 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 9 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。